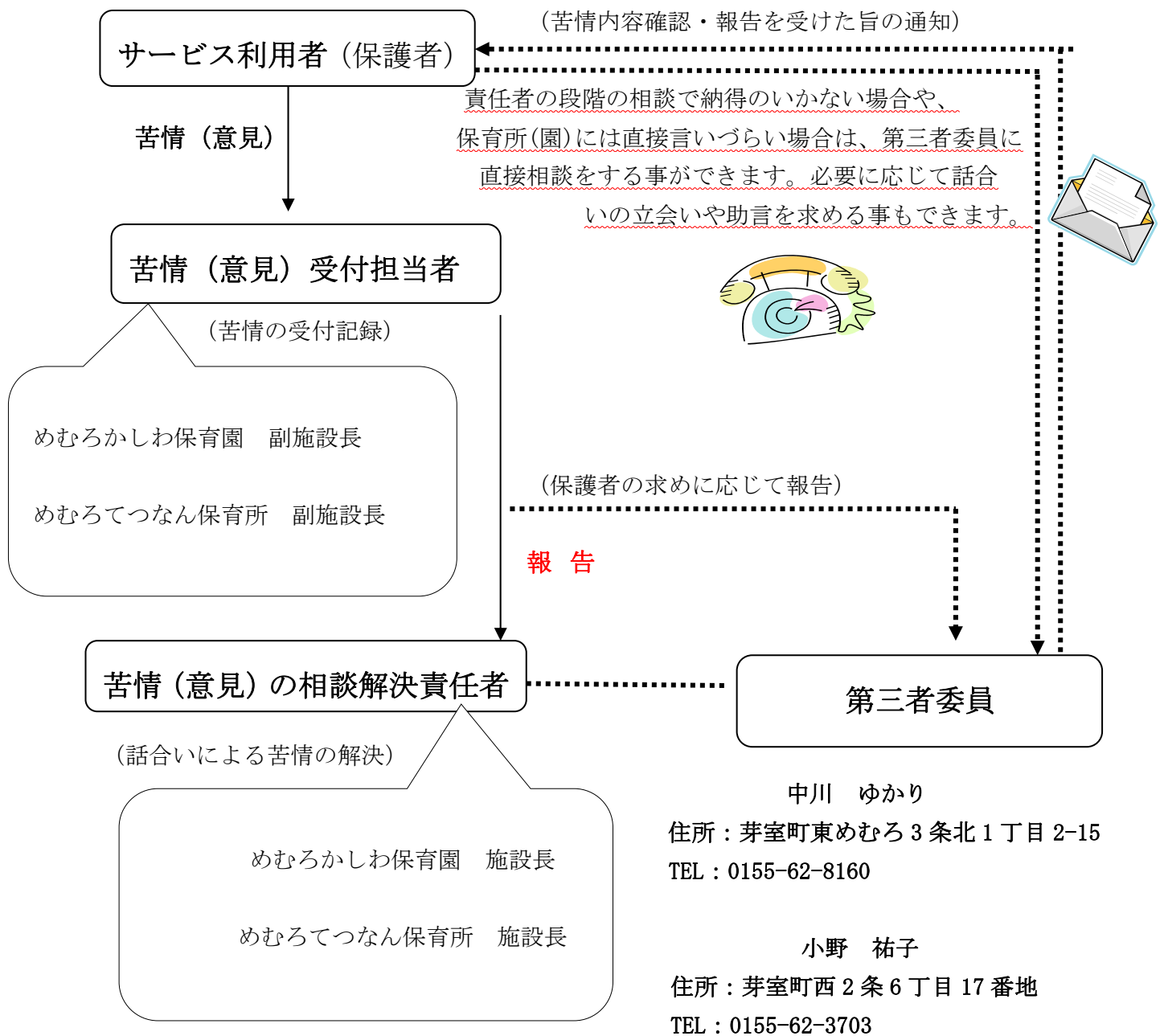


「苦情申出窓口」の設置について

社会福祉法人十勝立正福祉事業会では、社会福祉法第82条の規定により、以下のような体制での「苦情申出窓口」を設置致しました。日常なかなか言えない事がありましたら、遠慮なくお申し出ください。
より適切な解決に結びつくよう努めていきたいと思っております。

《苦情解決のための仕組みについて》



- * 相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文章で責任者よりご報告申し上げます。
- * 以上の仕組みで解決できない苦情（意見）は、北海道社会福祉協議会に設置された福祉サービス運営適正化委員会に申し出る事ができます。